

広報みはま



春が訪れ獅子が舞う

主な記事

■ 子ども手当制度が始まりました P2~3

May.2010

5

No.472

子ども手当制度が始まりました

～ 申請をお忘れなく ～



本年4月から、次世代を担う子どもたちを社会全体で応援することを目的に、子ども手当制度が始まりました。

これにより、対象となる子どもの保護者に対し、従来の児童手当にかわり、子ども手当が支給されることとなります。

児童手当と子ども手当の違い
(変更点)

- 支給対象となる子どもの年齢
 - 小学校修了まで
 - 中学校修了まで
 - 一人当たり支給額(月額)
 - 1万円または5千円
 - 一律1万3千円
 - 所得制限
 - 制限あり
 - 制限なし
- ※子ども手当は、保護者の所得に係なく、原則すべての方に支給されます。



手当が支給されるには
申請が必要です！

- 申請が必要となる方に対して、町健康福祉課から申請手続きの案内を送付します。内容を確認の上、認定請求等の手続きをお願いします。(公務員の方は、勤務先での手続きになります)
- なお、平成22年3月31日現在、児童手当を受給している場合は、手続きの必要はありません。4月分より児童手当にかわり、子ども手当が支給されます。(ただし、次ページの②に該当する場合は、手続きが必要です。)
- 手続きの流れ
 - 4月下旬に、町健康福祉課から、手続きが必要となる方へ申請書等を送付します。
 - 送付された書類を確認し、必要事項を記入してください。
 - 申請書に必要書類を添付し、町健康福祉課へ提出してください。
 - 町健康福祉課で提出された書類の審査をします。
 - 手当の支給決定後、指定口座へ振り込みます。



子育てに関する その他の制度

子ども手当のほかに、町では次のような手当の支給や助成を行っています。

対象となる方は、申請手続きが必要です。詳しくは、町健康福祉課までお問い合わせください。

●子ども医療費助成

子ども医療費助成は、中学校修了までの子どもの医療費（保険診療分）を助成する制度です。

●にこにこ育児応援手当

にこにこ育児応援手当は、第2子以降の未就学児を養育している方に支給されます。手当額は、対象児童1人につき2,000円（月額）になります。

以下については、基準額以上の所得がある場合等は対象になりません。

●児童扶養手当

児童扶養手当は、父親のいない家庭で、18歳到達後の最初の3月31日までにある児童を養育している母（または、母にかわって児童を養育している方）に支給されるものです。

●特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、20歳未満で精神または身体に障がいをもつ児童を監護する父・母、または、父母にかわって児童を養育している方に支給されます。

障がいの程度は、おおむね身体障害者手帳で3級以上、療育手帳でA以上の障がいがあることとなります。

●ひとり親家庭医療費助成

ひとり親家庭医療費助成制度は、20歳未満の児童がいる母子家庭や父子家庭の医療費（保険診療分）を助成する制度です。

※お問い合わせ先

町健康福祉課（担当・上光）☎32-6704

申請が必要な方・申請手続きに必要なもの

① 平成22年3月31日現在、児童手当を受給しておらず、かつ4月に中学2・3年生になった子ども（平成7年4月2日～平成9年4月1日生まれ）がいる場合

● 認定請求書

（町健康福祉課より送付）

● 健康保険被保険者証の写し

（厚生年金に加入している方のみ必要）

● 手当を振り込む金融機関の口座が確認できるもの（通帳等）

● 印鑑

申請期間と支払月

今回申請の必要な方が、5月20日までに申請していただくと、4、5月分が6月7日に支払われます。

平成22年4月1日現在、受給資格のある方は、平成22年9月30日までに申請していただくと、手当は4月分から支給されます。

10月以降に申請された場合は、申請月の翌月分からの支給になりますのでご注意ください。

子ども手当は、2月、6月、10月の年3回、前月分までがまとめて支払われます。

なお、2、3月分の児童手当については、6月7日に子ども手当と合わせて支給されます。

子どもと別居している場合

子ども手当は、単身赴任等の理由で、子どもと別居している場合も支給されます。

しかし、この場合、町では該当となる方を把握することができず、手続きについての案内を送付することができません

該当となる方は、町健康福祉課まで連絡をお願いします。

※お問い合わせ先

町健康福祉課（担当・上光）

☎32-6704